

永住権取得



This information is drafted as of 2026 07 15 .

[永住権取得]

本コンテンツでは、永住権 (F-5) の概念、優遇、取得要件と手続き、失効及び取り消しなど、外国人が大韓民国の永住権を取得するために必要な法令情報を提供します。

永住権取得	1
1. 永住権取得	4
1.1. 永住権取得について	4
1.1.1. 永住権取得	4

1. 永住権取得

1.1. 永住権取得について

1.1.1. 永住権取得

永住資格(F-5)及び優遇

「永住資格(F-5)」とは？

- 「永住資格」とは、大韓民国に永住(無期限の在留)することができる在留資格であつて、永住資格(以下、「永住権」という。)を取得した外国人は活動範囲及び在留期間が制限されません(「出入国管理法」第10条第2号及び第10条の3第1項を参照)。

永住権の優遇

- 永住権を取得した外国人(以下、「永住権者」という。)は、出国日から2年以内に再入国する場合、再入国許可が免除されます(「出入国管理法」第30条第1項ただし書き及び「出入国管理法施行規則」第44条の2第1項第1号)。
- 永住権者は、次のいずれかに該当する場合を除き、大韓民国の国外へ強制退去されることはありません(「出入国管理法」第46条第2項及び「出入国管理法施行規則」第54条)。
 - ・ 「刑法」上の内乱罪または外患罪を犯した者
 - ・ 5年以上の懲役または禁固刑の判決を受け釈放された者であつて、殺人強盗性暴力麻薬などの罪を犯した者のうち、法務部長官が強制退去することが相当であると認める者
 - ・ 外国人を不法入国若しくは出国させたり、不法入国した外国人を隠匿若しくは逃避させた者、またはこれを斡旋、教唆若しくは幫助した者
- 18歳以上であつて、永住権を取得してから3年が経過した外国人であつて、選挙人名簿作成基準日現在、当該地方自治団体の外国人登録台帳に登録された永住権者は、その区域において実施される地方自治団体の議会議員及び地方自治団体長の選挙に参加することができます(「公職選挙法」第15条第2項第3号)。

Q. 永住権(F-5)を取得した外国人は大韓民国で自由に就職できますか？

A. はい。F-5永住権者は、韓国人と同様にほとんどの業種に就業することができ、別途の就業活動許可を受ける必要はありません。ただし、公務員や専門免許職など一部の分野は、関係法令により就業が制限されることがあります。

永住権の取得対象及び要件

永住権の取得対象

- 永住権を取得できる者は次の通りです(「出入国管理法」第10条の3第2項、「出入国管理法施行令」第12条の2第1項、別表1の2及び別表1の3)。

永住権の取得対象
1. 大韓民国の「民法」に基づく成年であつて、駐在(D-7)から特

- 定活動(E-7)までの資格、または居住(F-2)資格で大韓民国に5年以上在留している者
2. 大韓民国の国民または永住権者の配偶者、未成年の子供であつて、大韓民国で2年以上在留している者及び出生当時、両親のどちらかが永住権者である者
 3. 50万米ドル以上を投資した外国人投資家であつて、5人以上の大韓民国の国民を雇用している者
 4. 在外同胞(F-4)資格で大韓民国に2年以上在留しており、引き続き居住する必要性が認められる者
 5. 外国国籍の同胞であつて、国籍取得の要件を満たしている者
 6. 居住(F-2)資格を取得していた者であつて、大韓民国に引き続き居住する必要があると認められる者(大韓民国生まれの在韓華僑)
 7. 国外において尖端産業分野の博士号を取得し、韓国の企業に雇用された者、または韓国の大学院で正規課程を履修し、博士号を取得して韓国の企業に雇用された者
 8. 尖端産業分野の学士、一般分野の修士以上の学位または技術資格を有する者であつて、大韓民国に3年以上在留して韓国の企業に雇用され、一定金額以上の給与を受け取っている者
 9. 科学経営教育文化芸術体育など特定の分野において卓越した能力があると認められる者
 10. 大韓民国に特別な功労があると認められる者
 11. 60歳以上であつて、国外から一定金額以上の年金を受け取っている者
 12. 訪問就業(H-2)資格で4年以上製造業種に従事している者
 13. 年齢、学歴、所得などが法務部長官により定められ告示された基準に該当する者であつて、居住(F-2)資格で3年以上在留しており、引き続き居住する必要があると認められる者

14. 不動産など資産への投資、または法人の役員株主などであつて、居住 (F-2) 資格で5年以上継続して投資状態を維持しており、大韓民国に引き続き居住する必要があると認められる者とその配偶者及び子供
15. 技術創業 (D-8) 資格で大韓民国に3年以上引き続き在留しており、投資者から3億ウォン以上の投資金を誘致し、2名以上の大韓民国の国民を雇用している者
16. 5年以上投資状態を維持することを条件に30億ウォン以上を投資した者とその配偶者及び子供
17. 研究開発施設の必須専門人材であつて、企業投資 (D-8) 資格で大韓民国に3年以上引き続き在留している者
18. 難民認定により取得した居住 (F-2) 資格で2年以上大韓民国に在留している者
19. 大韓民国に特別な寄与をした者、または公益の増進に貢献して取得した居住 (F-2) 資格で2年以上大韓民国に在留している者

※ 永住権 (F-5) の取得可能対象及び要件に関するより詳しい情報は、法務部の出入国外国人政策本部、[『外国人在留案内マニュアル』](#)をご確認ください。

永住権の取得要件

- 永住権の取得を希望する者は、次の要件をすべて満たさなければなりません (「出入国管理法」第10条の3第2項及び「出入国管理法施行規則」第18条の4第1項)。

要件	内容
----	----

1. 大韓民國の法令を遵守するなど、品行方正であること	• 次のいずれにも該当しないこと √ 禁固以上の実刑判決を受け、その刑の執行が終了、または執行が免除された日から5年が経過していない者 √ 禁固以上の刑の執行猶予判決を受け、その判決が確定した日から5年が経過していない者 √ 罰金刑判決を受け、罰金を納付した日から3年が経過していない者 √ 「出入国管理法」に基づくビザ入国許可書の所持規定、または入国審査規定に違反した日から5年が経過していない者 √ 永住権の申請日から直近5年間「出入国管理法」に3回以上違反した者(過料処分を受けた場合を除く) √ 強制退去命令を受けて出国した日から7年が経過していない者 √ 出国命令を受けて出国した日から5年が経過していない者 √ 上記に準ずる事由に該当する者であつて、法務部長官が別に定める者
------------------------------------	---

2. 本人または生計を一にする家族の所得、財産などに より生計を維持する能力があること	• 本人または生計を一にする家族の所得の合計金額が韓国銀行が告示する前年度における1人あたりの国民総所得 (GNI) 以上、または家計資産が中位水準以上に該当するなど、その在留が国家の財政に負の影響を与えないと法務部長官が認める者
3. 韓国語能力と韓国社会文化に対する理解など、大韓民国で引き続き暮らし ていく上で必要な基本素養を備えていること	• 社会統合プログラムを履修したか、または総合評価において100点満点中60点以上を取得した者 ※ 社会統合プログラム：韓国語教育、韓国社会理解教育、その他外国人の社会適応支援に必要であると法務部長官が認める教育、情報提供、相談など

永住権の申請及び取得

永住権の申請

- 永住権の申請を希望する外国人は、現在取得している在留資格の在留期間が満了する前に管轄の出入国外国人庁(出張所、事務所)に永住権を申請しなければなりません(「出入国管理法」第24条第1項及び「出入国管理法施行令」第30条第1項を参照)。
- 永住権を申請する際は、永住権ごとに個別書類と次の共通書類を提出しなければなりません(法務部の出入国外国人政策本部、『[外国人在留案内マニュアル](#)』を参照)。

共通書類
1. 統合申請書 (収入印紙を含む) 2. パスポート 3. 外国人登録証 4. 在留地を証明する書類 5. 海外の犯罪経歴証明書 (免除者を除く) 6. 身元保証書 (免除者を除く) 7. 生計維持 (年間所得) 要件に関する書類 (所得主体ごとに提出) 8. 基本素養要件を証明する書類 (免除者を除く) 9. 永住 (F-5) 資格申請者の基本情報

※ 永住権ごとの個別書類については、法務部の出入国外国人政策本部、[『外国人在留案内マニュアル』](#)をご確認ください。

永住権の取得

- 永住権を申請した外国人は審査の結果、永住権の取得資格及び要件などを満たしていると認められる場合、在留資格変更許可を受けて永住権を取得することになります(「出入国管理法施行令」第30条第3項を参照)。
- 永住権を取得した外国人は、変更された在留資格により外国人登録を行い、既存の外国人登録証を永住証に変更しなければなりません(「出入国管理法」第31条第1項第3項及び第33条第1項を参照)。

※ 永住証更新制度

- Q.** 大韓民国の永住権 (F-5) を取得した外国人です。永住権者も在留期間の延長など別途の更新手続きが必要ですか？
- A.** いいえ。永住資格は在留期間に制限がない資格であるため、在留期間を更新する必要はありません。ただし、永住権者の永住証に

は10年の有効期間が設けられているため、満了する前に更新しなければなりません。有効期間が満了する前に更新しないと経過期間によって200万ウォン以下の過料が科されることがあります(「出入国管理法」第33条第3項第4項及び第100条第1項第4号を参照)。

永住権の喪失及び取り消し

永住権の喪失

- 永住権者は再入国許可期間または再入国許可免除期間(出国日から2年内)内に大韓民国に入国しないと永住権が喪失することがあります(「出入国管理法」第30条第1項ただし書き及び「出入国管理法施行規則」第44条の2第1項第1号を参照)。
- ・ ただし、外国人が疾病やその他やむを得ない事由により期間内に再入国できない場合は、その期間が満了する前に在外公館の長に再入国許可期間の延長許可を受けなければなりません(「出入国管理法」第30条第3項及び「出入国管理法施行規則」第39条の8)。

永住権の取り消し

- 永住権者は次のいずれかに該当する場合、永住権が取り消されることがあります(「出入国管理法」第89条の2第1項、「出入国管理法施行令」第94条の4及び別表1の3第16号)。
 - ・ 虚偽やその他不正な方法により永住権を取得した場合
 - ・ 「刑法」、「暴力行為等処罰に関する法律」、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」など(「出入国管理法施行規則」第76条の2)に規定された罪を犯して2年以上の懲役または禁固刑が確定した場合
 - ・ 直近5年以内に「出入国管理法」またはその他法律に違反して懲役または禁固刑判決を受け、確定された刑期の合計が3年以上の場合
 - ・ 30億ウォン以上を5年以上投資状態で維持することを条件に永住権を取得した者などが当該条件に違反した場合
 - ・ 国家安保、外交関係及び国民経済などにおいて大韓民国の国益に反する行為をした場合
- 永住権が取り消された外国人には出国命令が出され、指定された日までに出国しない場合は、強制退去命令が出されることがあります(「出入国管理法」第68条第1項及び第4項を参照)。

※ 永住権の取得に関するお問い合わせ

- ホームページ：出入国外国人政策本部 (<https://www.immigration.go.kr>)
- 相談電話：外国人総合案内センター(1345)